

大阪薬科大学共同研究取扱規程

(平成 27 年 9 月 1 日制定)

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、大阪薬科大学（以下「本学」という。）が本学以外の者と共通の課題について共同して行う研究（以下「共同研究」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(受入れ基準)

第 2 条 共同研究は、教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障を生じるおそれがないと認められる場合に限り、受け入れるものとする。

(研究期間)

第 3 条 共同研究の期間は、1 研究課題につき原則として 3 ヶ月以上 3 年以内とする。ただし、必要により 5 年を限度に延長できる。

(申 請)

第 4 条 本学と共同研究を行おうとする者（以下「共同研究機関」という。）は、所定の様式による申請書を学長に提出しなければならない。

(受入れの決定)

第 5 条 学長は、前条の申請があった場合は、教育研究上の意義、本来の教育研究への支障の有無等を総合的に判断し、共同研究の受入れの可否を決定する。

2 学長は、前項の結果を共同研究機関及び共同研究を担当する本学の教員（以下「研究担当者」という。）に通知するものとする。

(契約の締結)

第 6 条 学長は、共同研究の受入れを決定したときは、速やかに共同研究機関との間に共同研究契約を締結するものとする。

(研究費の取扱い)

第 7 条 共同研究機関は、必要に応じ、本学の施設における共同研究に要する経費（以下「研究費」という。）の全部又は一部を負担することができる。

2 共同研究機関が負担する研究費は、共同研究を遂行する上で必要な直接的な経費（以下「直接経費」という。）及び共同研究の遂行に関連して直接経費以外に必要な経費（以下「間接経費」という。）の合計額とする。

3 間接経費は、原則として直接経費の 5 % とする。

4 共同研究を中止した場合で、共同研究機関が負担した既納の研究費の額に不用が生じたときは、不用となった額の範囲内でその全部又は一部を返還することができる。ただし、共同研究機関からの申出により中止する場合は、原則として返還しない。

5 研究費により取得した設備等の所有権は、本学に帰属する。

6 研究費は、学校法人大阪医科薬科大学経理規則に準拠して執行する。

(知的財産権の取扱い)

第 8 条 共同研究の結果、研究担当者又は共同研究機関の研究者がそれぞれ独自に発明、考案その他の知的財産（以下「発明等」という。）を創出した場合は、当該発明等に係る権利

(以下「特許権等」という。)は、原則として本学又は共同研究機関の単独所有とする。

2 共同研究の結果、研究担当者及び共同研究機関の研究者が共同して発明等を創出した場合は、当該発明等に係る特許権等は、原則として本学及び共同研究機関の共有とする。

3 特許権等の取扱いは、本条に定めるもののほか、第6条の共同研究契約及び大阪薬科大学発明取扱規程に定めるところによる。

(研究成果の報告)

第9条 研究担当者は、共同研究を完了又は中止したときは、研究成果を学長に報告しなければならない。

(研究成果の公表)

第10条 研究担当者は、原則として共同研究の成果を公表するものとする。ただし、公表の内容・時期・方法等は、必要がある場合は、共同研究機関と協議して定めるものとする。

(私立大学等経常費補助金の申請)

第11条 学長は、日本私立学校振興・共済事業団の私立大学等経常費補助金(特別補助)を申請する共同研究について、研究委員会の審査を経て、受入れの可否を決定する。

2 前項により共同研究を実施する場合、研究担当者は、当該共同研究の完了後1年以内に研究成果を研究紀要等に掲載しなければならない。

(適用除外)

第12条 共同研究のうち、次の各号のいずれかに該当するときは、この規程の一部を共同研究又は共同研究機関に対して適用しないことができる。

(1) 国、政府関係機関又は地方公共団体等からの共同研究

(2) その他特別な事情があると学長が認めた共同研究

(事務)

第13条 共同研究に関する事務は、臨床教育・研究支援課が行う。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、共同研究の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が決定する。

附 則

1 この規程は、平成27年9月1日から施行する。

2 この規程の施行に伴い、大阪薬科大学共同研究規程は廃止する。

(平成27年9月1日 学長承認)

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。(平成28年2月29日 学長承認)

附 則

この規程は、平成30年1月30日から施行する。(平成30年1月30日 学長承認)

附 則

この規程は、平成30年7月11日から施行する。(平成30年7月11日 学長承認)

年 月 日

大阪薬科大学学長 殿

【共同研究機関】

(住 所)

(法 人 名)

(職名・氏名)

⑩

共 同 研 究 申 請 書

大阪薬科大学共同研究取扱規程第4条の規定により、下記のとおり共同研究の実施を申請します。

記

1. 研究題目：

2. 研究目的：

3. 研究内容：

4. 研究分担：

大阪薬科大学：

共同研究機関：

5. 研究期間： 年 月 日 から 年 月 日まで

6. 希望する大阪薬科大学の研究担当者：

(所属・職名・氏名)

7. 研究費（注1）： 円（間接経費、消費税含む）

8. 共同研究機関が大阪薬科大学に提供する物品：

9. その他：

以上

事務連絡先

(住所)

(所属部署・職名・氏名)

(電話番号・FAX番号・電子メールアドレス)

注1：大阪薬科大学共同研究取扱規程第7条第1項に規定する共同研究機関の負担額

年 月 日

(法人名)

(職名・氏名)

大阪薬科大学

学長 ○○ ○○ 印

共同研究の受入れに関する通知書

年 月 日付けで申請のあった下記共同研究について、受入れを決定したので通知します。

記

1. 研究題目：

2. 研究期間： 年 月 日 から 年 月 日まで

3. 研究費（注1）： 円（間接経費、消費税含む）

以上

注1：大阪薬科大学共同研究取扱規程第7条第1項に規定する共同研究機関の負担額

年 月 日

大阪薬科大学学長 殿

【研究担当者】
(職名・氏名)

⑩

研 究 成 果 報 告 書

このたび共同研究が完了したので、大阪薬科大学共同研究取扱規程第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 研究題目：
2. 研究期間： 年 月 日 から 年 月 日まで
3. 研究成果の概要：別添報告書のとおり

以上